国保組合だより
号外（R06.03）

香川県建設国民健康保険組合
― 令和６年度事業のポイント ―

■令和6年度の保険証は、従来どおり1年間有効なものを交付します

政府は、令和６年 12 月２日で保険証を廃止し、マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）に一本化するとしていますが、制度開始時点で既に交付済みの保険証は、その後も最長１年は有効とされています、このため、**香建国保では、令和６年度の保険証を従来どおり１年間有効なもので交付します（令和６年 12 月２日以降も有効期限まで引き続き使用できます）**。

なお、政府によると、保険証廃止後は、マイナ保険証の登録をしている方はマイナンバーカードで医療機関を受診し、マイナ保険証の登録をしていない方には保険証の有効期限終了後に「資格確認書」（現行の保険証と同じサイズで同じ記載内容）を発行し、これで受診するよう求めています。詳細な取扱いについては、まだ不明な部分が多いことから、引き続き政府による情報を注視して、被保険者が医療機関を受診できない事態が生じることのないよう適切な対応を検討し、詳細が決まり次第、皆様に周知させていただきます。

■保険料が引上げとなります

令和6年度の月額保険料は、下表のとおりです。医療給付費分と介護納付金分については引上げ、後期高齢者支援金分については、据置きとなっています。令和4年度の後半から医療費が伸びていること、特に65歳以上の医療費が伸びたことで前期高齢者納付金が大きく増加することから、医療分の引上げ額が大きくなっています。

賦課区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	計	前年度比
組合員	法人代表者	19,700 円	5,900 円	**25,600 円**	＋1,200 円
	40歳以上	15,900 円	4,600 円	**20,500 円**	＋1,000 円
	30歳以上40歳未満	13,700 円	3,400 円	**17,100 円**	＋900 円
	25歳以上30歳未満	9,900 円	2,800 円	**12,700 円**	＋700 円
	25歳未満	6,500 円	2,000 円	**8,500 円**	＋500 円
家　族（※）	一般家族	4,400 円	1,500 円	**5,900 円**	＋300 円
	特別家族	9,900 円	2,800 円	**12,700 円**	＋700 円
	未就学家族	3,600 円	1,300 円	**4,900 円**	＋300 円

※　家族の保険料は、一般家族、特別家族又は未就学家族の保険料となります。特別家族に該当するのは、25 歳以上 60 歳未満の家族で、組合員との続柄が妻、母、祖母でない方です。ただし、障害者手帳をお持ちの方、学生の方、その他特別な事情により就労することができない方は、届出により一般家族の保険料とすることができます。

介護納付金分（40歳以上65歳未満の介護第2号被保険者）	**3,500 円**	＋200 円

■産前産後期間の保険料が減免されます

政府による子育て世代の負担軽減の方針を受け、出産した被保険者の産前産後期間（4 か月間。多胎妊娠の場合は６か月間）の保険料を減免し、令和６年１月分に遡及して適用します。なお、減免した額は、国から補助金が交付されます。

■無受診世帯表彰の見直し

無受診世帯表彰について、令和７年度表彰分（令和６年度の受診行動分）から１年間無受診の表彰のみに縮小し、５年以上連続無受診の表彰及び 10 年連続無受診などの節目表彰は廃止します。なお、令和６年度表彰分（令和５年度の受診行動分）は、従来どおりです。

■ヘルスケアポイント制度の見直し

ヘルスケアポイントについて、令和７年度交付分（令和６年度の特定健診受診分）から特定健診受診によるポイント付与のみに縮小し、特定健診の健診結果と特定保健指導対象者の指導終了によるポイントを廃止します。なお、令和６年度交付分（令和５年度の特定健診等受診分）は、従来どおりです。

■「ジェネリック医薬品」の利用にご協力ください

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬の特許期間が終わってから製造・販売された薬で価格が安いというメリットがあります。

香建国保では、例年、保険証をお配りする際に、「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。このシールを保険証やお薬手帳に貼ることで、お医者さんや薬剤師さんに直接伝えなくても、調剤薬局等でジェネリック医薬品にしてもらえます。

ジェネリック医薬品の利用は、みなさんの窓口負担軽減や香建国保の医療費軽減の効果が期待されますが、お医者さんに相談しづらいという方も多く、なかなか利用が進まない状況にあります。**ぜひ、この「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証やお薬手帳に貼っていただき、ジェネリック医薬品の利用促進にご協力ください。**

【 被保険者の皆さまへ 】

後期高齢者支援金と介護納付金の増加の抑制は、私たちの努力が及びにくいものですが、医療費、特に生活習慣病の重症化は、「セルフメディケーション（自分の体や健康に責任をもち、自分の健康は自分で守ること）」により抑制することが可能です。

特定健診やがん検診の受診、特定保健指導を積極的に受けていただくことによる、病気の早期発見・早期治療・重症化の予防を心がけていただくとともに、右記の「誰にでもできる医療費節約 10 か条」を実践しましょう！

誰にでもできる医療費節約10か条

1 年1回、必ず健康診査を受けて、病気の予防や早期発見に努めましょう。

2 ジェネリック医薬品を活用しましょう。

3 かかりつけのお医者さんや薬局を決めておきましょう。

4 急病のとき以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。

5 同じ病気でお医者さんをハシゴするのはやめましょう。

6 お医者さんに薬をねだるのはやめましょう。

7 マスク着用、手指消毒、うがい、歯みがきを習慣化しましょう。

8 インフルエンザの予防接種を受けましょう。

9 仕事中のケガは、労災保険で治療を受けましょう。

10 バランスのとれた食事、適度な運動、休養を心がけましょう。